

## 令和6年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条の規定に基づき、令和6年度における公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 内部公益通報について

##### (1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施し、報告を受けるもの。

##### (2) 令和6年度における内部公益通報の件数

2件（参考：令和5年度 2件）

##### (3) 内部公益通報の概要等

- ① 総務局が「情報公開事務の手引き（2023年3月）」（以下「手引き」という。）を遵守せずに公文書部分公開決定通知書を作成したことが職務懈怠行為に該当するとの通報があったが、手引きは法規範には該当せず、更に通報者が問題とする部分公開決定通知書の文例は手引きに記載されていないことなどから、内部通報対象事実に該当するものは認められないと結論付けられた。
- ② 採用の成績主義、競争試験の原則を定める地方公務員法の規定に違反して、特定の者の採用を前提とする公募試験が行われたなどとの通報があったが、採用過程に不当又は不自然な点は見当たらないことなどから、内部通報対象事実に該当するものは認められないと結論付けられた。

#### 2 外部公益通報について

##### (1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者等（市職員等以外）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、処分又は勧告等をする権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

##### (2) 令和6年度における外部公益通報の件数

0件（参考：令和5年度 0件）

以上